

平成 30 年 2 月 14 日 東村新一福井市長へ提言

市内企業のものづくり補助金申請にも有利！

## 中小企業の設備投資減税

# 福井市が固定資産税課税標準の特例率をゼロとする意向

福井商工会議所では、2月14日に「生産性向上特別措置法（以下、措置法と表記）」に対応するための特例新設に関する要望を東村新一福井市長に下記の通り提出した。

今般、平成 30 年度税制改正では中小企業・小規模事業者の設備投資を後押しするため、措置法の施行が検討されている。

この措置法では、市町村が制定した条例により、中小企業・小規模事業者が商工会議所等と連携して策定した事業計画に沿って導入した設備投資（償却資産）に係る固定資産税の軽減（3年間）が受けられる。また、本特例に合わせ、『ものづくり・商業・サービス補助金』などの予算措置を拡充・重点支援することで、国・市町村が一体となって、中小企業の生産性向上に向け取り組むこととされており、支援体制の充実が望まれていた。



(左) 宮崎当所専務理事・(右) 東村福井市長

### 中小企業の投資を後押しする償却資産にかかる固定資産税の特例新設に関する要望

- 一、福井商工会議所管内中小企業の設備投資を促進するため、措置法に対応する福井市導入促進計画、福井市条例改定などの迅速な整備
- 一、上記設備投資の効果を極大化するため、各市町村の裁量によるとされる、対象者・地域の全範囲指定、固定資産税の課税標準の特例率のゼロ設定

平成 30 年 2 月 14 日 東村新一福井市長へ提出

この要望を受けて、福井市では経済産業省・中小企業庁『措置法における基本計画策定等にかかるアンケート調査』に対して、導入促進基本計画を速やかに策定すること及び固定資産税の課税標準の特例率をゼロとする意向であることを回答した（平成 30 年 2 月 23 日時点）。特例率をゼロとする市町村から認定を受けた計画に基づき設備投資を行う事業者については、『ものづくり・商業・サービス補助金』等において優先採択が行われる予定。補助金などのお問い合わせは下記まで。

福井商工会議所 経営支援・人材育成課 TEL: 0776-33-8283